通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいた します。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答 方式にて質問を行います。

今議会では、コンビニ交付サービスについて、医療的ケア児の支援についての 2 点お伺いいたします。

最初に、コンビニ交付サービスについて質問を行います。

私が、令和4年第3回定例会において、コンビニ交付サービスの導入についての一般質問を行い、中芝市長から、今年度中にほぼ全国民がマイナンバーカードを保有することを目指している国の方針に従い、コンビニ交付の導入を決定いたしましたと答弁され、その後、本年8月1日からコンビニ交付が導入されました。稼働時間は、土・日・祝日を含む午前6時30分から午後11時までであり、市外への通勤者も多く、また、市役所閉庁時でも対応できることから、大変便利であると喜ばれています。

そこでお尋ねいたします。そのときの一般質問では、初期導入費は1,265万円と答弁いただきましたが、最終の初期導入費は幾らとなったのでしょうか。また、コンビニ交付サービスのシステムは、どこの事業所のシステムを採用しているのか、お伺いいたします。

次に2点目として、本市のコンビニ交付サービスの証明書手数料は、窓口交付と同じ1通200円となっていますが、報道等では、窓口交付よりも安価であり、また最近では10円で交付している自治体もあります。

そこでお尋ねいたします。同じコンビニ交付事業として、経費も同様であり、手数料を減額することで市民の利用が増え、一方で、窓口に来る方が減ると思いますので、手数料改正に向け、市の見解をお伺いいたします。

次に3点目として、このコンビニ交付サービスは、コストパフォーマンスに優れた住民サービス手段であるとよく言われています。本市の証明書につきましては、現在、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明、課税証明の4種類となっています。しかし、他の自治体では、本市で発行している証明書のほか、戸籍謄本や固定資産評価証明書など、8種類に対応しているところもあります。

そこでお尋ねいたします。今後、コンビニ交付サービスが軌道に乗ってきた場合、 発行証明書の種類を拡充される考えについてお伺いいたします。

- 〇田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○木村総務部長 おはようございます。

福岡議員、1番目の1点目のご質問についてお答えいたします。

コンビニ交付システムの構築については、令和5年2月15日に、紀陽情報システム株式会社と契約を締結し、令和5年8月1日から住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税・非課税証明書について、コンビニ交付サービスを開始しているところです。初期導入費に関しましては1,166万円となっており、その費用の2分の1は特別交付税措置されております。また、証明書交付システムの事業所は富士通Japan株式会社です。

次に2点目、証明手数料改正に向け、市の見解は、についてですが、コンビニ交付につきましては、コンビニ交付サービスの利用促進及びマイナンバーカードの普及を図るため、手数料を減額している自治体もあるようですが、本市におきましては、現在のところ、手数料の改定の考えはございません。

3点目の今後、発行証明書の拡充は、についてですが、戸籍証明書のコンビニ交付サービスの導入につきましては、現在のシステム事業者では対応不可であり、別事業所対応となり、初期費用が約1,740万円、ランニングコストが月額約30万円の経費が必要になります。また、今年度、戸籍法の一部改正により、戸籍証明書の広域交付が実施され、どこの市区町村でも取得できるようになることから、戸籍証明書のコンビニ交付サービスの導入の考えはございません。税務課における他の主な証明書といたしまして、固定資産に係る公課証明書、評価証明書がございます。これら固定資産に係る証明書の窓口交付は、令和4年度におきましては年間954通となっており、税務課で発行する証明書の9.8%にとどまっております。

また、岩出市では、固定資産に係る証明書の窓口交付の際、申請書記載発行対象者のほかに、共有名義がないかなどのトラブルを回避するための個別聞き取り確認作業を必ず行っております。機械的に発行することが難しい状況であります。これらのことから、固定資産に係る証明書におきましては、発行の状況や運用を勘案し、新たにコンビニ交付サービスへの対応は、現在のところ考えておりません。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 4点、再質問させていただきます。

1点目として、現在4種類の証明書としていますが、コンビニ交付で年間どれく

らいの発行枚数を想定されているのでしょうか。また、市役所窓口で発行している 証明書の年間何%を見込んでいるのでしょうか。各種証明書ごとで答弁お願いしま す。

次に2点目として、コンビニ交付サービスのシステムについては、富士通Japanとの答弁がありました。昨年から今年にかけて、他の自治体で誤交付が相次いでいますが、いずれも原因は富士通Japanが手がけるシステムの不具合であったと報道されていました。そのため市民からは、今回のコンビニ交付サービスは、大変便利でありがたいと言われていますが、その反面、誤交付により、個人情報が漏れないかとの心配も言われています。

そこでお尋ねいたします。今回のシステム導入に当たり、なぜ富士通Japanのシステムを採用することになったのでしょうか。また、事業所と本市の担当者が様々な検査、確認等されていると思いますが、他の自治体で起こっている誤交付の心配はないのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目として、コンビニ交付サービスを使っていただくことで、市役所への 来庁者が減り、職員に余裕ができ、またマイナンバーカードの普及につながると考 えます。本市では、8月から、市ウェブサイト、9月号広報、官公庁でのポスター 掲示、市のイベントやコンビニでのチラシ等による啓発を行っていますが、今後、 これ以外での啓発活動があればお答えください。

次に4点目として、コンビニ交付サービスの発行証明書の拡充は考えていないとの答弁でありました。例えば、土地売買契約等を行う場合、住民票と印鑑証明書はコンビニ交付サービスで取得できますが、固定資産の評価証明書については、従来と変わりなく、仕事を休み、市役所まで来て取得することになります。こうした状況を防ぐためにも、他の自治体では、発行証明書を順次拡充して、8種類や9種類を発行しているところもあり、同じシステムを導入している本市においても、発行は可能であると考えます。

そこでお尋ねいたします。本市の発行証明書の拡充については、先ほども申し上げましたが、他の自治体では本市の倍の証明書を発行しており、また市民からは証明書の拡充の要望を聞いています。なぜ、今以上の証明書を発行できないのか、お答えください。

- ○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○木村総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず再質問の1点目、どれぐらいの発行枚数想定されているのか、また年間何%を見込んでいるのかについてですが、令和5年度は、先ほど福岡議員からもありました、8月1日開始といたしまして、年度で見ますと、住民票の写しが1,380枚、印鑑登録証明書は770枚、所得証明書については143枚、課税証明書230枚ということを見込み、年間では8%を見込んでございます。

次に、再質問の2点目でございます。富士通Japanのシステムの採用になぜなったのかと、誤交付の心配はないのかについてですが、最初に富士通Japan株式会社のシステムを採用した理由についてお答えいたします。

証明書交付システムは、既存の住民基本台帳システムや税情報システムとデータ 連携する必要があるため、コンビニ交付システムを既存業者で構築することにより、 システムの安全面の確保やコスト削減につながるため、紀陽情報システム株式会社 で構築することとしました。

その際、紀陽情報システム株式会社から、証明書交付システムについては導入実績が多い富士通Japan株式会社で行いたいと提案されたため、採用いたしました。また、本市のコンビニ交付システムの構築業務委託契約の締結は、先ほども答弁させていただきましたが、令和5年2月15日であり、富士通Japan株式会社の証明書発行システムで最初に発生した住民票の誤交付については令和5年3月27日であったため、その時点では発生してなかったということになります。

しかし、富士通Japan株式会社の度重なる誤交付が発生したことにより、本市においてもこのような事態が発生することがないよう、請負事業者である紀陽情報システム株式会社及び富士通Japan株式会社に対して、誤交付の原因や再発防止策等について報告をいただき、本市のシステムのプログラム等が最新のバージョンであり、誤交付のあった自治体とはプログラムのバージョンや条件が異なるものであるため、誤交付の発生はないと説明がありました。

なお、万全を期すため、本市においても、8月1日の本稼働までに富士通Japan株式会社のシステムを利用している自治体全てが実施するよう、国から指導のあった第三者立会いによる総点検を全て実施いたしまして、本市のシステムに問題がないことを確認できております。今後も、市民の方が安心してコンビニ交付サービスをご利用になれるよう努めてまいります。

次に3点目でございます。啓発活動についてですが、今現在のほか、現在、フェイスブック、ライン、またはデジタルサイネージ、市民課前の行政情報での周知を行っております。また、9月28日にはケーブルテレビでも広報いたしました。今後、

令和6年2月発行予定の暮らしの便利帳に掲載し、全戸配布を行う予定となってございます。既にコンビニ交付サービスを開始した市では、リピーターや口コミにより時間を経過するごとに利用者が増加したと聞いております。

今後は、引き続き周知啓発に努めるほか、サービスがあることを知っても、機械の操作方法が不慣れな方たちに向け、チラシをリニューアルするなど、創意工夫して市民の皆様の利用につなげていきたいと考えております。

次に4点目でございます。今以上の証明書の発行はできないのかということについてですが、戸籍証明書のコンビニ交付については、先ほども申し上げましたとおたり、今年度から広域交付が開始されること、今後、マイナンバーを活用し、戸籍関係情報が確認できることから、様々な行政手続において、戸籍の添付が不要となることから、コンビニにおける戸籍証明書交付枚数の減少が予想されるため、費用対効果なども勘案いたしまして、現在のところ、戸籍証明書の拡充は考えておりません。

固定資産税に係る証明書については、現在システム事業者である富士通Japan株式会社におきまして、発行事業の低さから未対応となっており、新たにコンビニ交付サービス対応とする場合は、個別新規開発、または事業者の変更が必要となってきます。このことから、先ほども答弁いたしましたが、発行の状況や運用面、新たな費用が発生することから、現在のところ考えておりません。

今後におきましては、市民ニーズの動向に注視し、他市町村の状況や費用対効果 も踏まえながら、市民サービスの向上に努めてまいります。

〇田中議長 再々質問を許します。

福岡進二議員。

- ○福岡議員 先ほど、今後、市民ニーズの動向に注視し、他市町村の状況や費用対効果も踏まえながら市民サービスの向上に努めると答弁をいただきましたが、今回拡充の要望につきましては、市民の要望であります。再度、拡充について、市の見解をお伺いいたします。
- ○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○木村総務部長 福岡議員の再々質問にお答えいたします。

本市において、この8月からコンビニ交付サービスを開始したところでございます。当面、拡充は、先ほども答弁させていただいたように、考えておりませんが、 今後、市民ニーズの動向を注視し、他市町村の状況や費用対効果も踏まえながら、 市民サービスの向上に努めてまいります。まず、今は皆さんに知っていただくという、そちらに力を入れていきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○田中議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に、2番目の医療的ケア児の支援について質問を行います。

日常生活を営む上で、人工呼吸器や喀たん吸引などの医療的ケアを恒常的に受けることが必要な医療的ケア児への支援は、平成28年の児童福祉法の改正で努力義務とされていました。しかし、令和3年9月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。この法律は、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保護者の離職防止に資することも目的として明記され、施行から約2年が経過しました。

そこでお尋ねいたします。現在、小中学校での医療的ケア児の在籍状況について、 学年別でお伺いいたします。

次に2点目として、以前、子供が保育所や小中学校に入る際に、付添いを求められるといった理由で、就労を諦める保護者もあると報道されていましたが、この法律の施行に伴い、各自治体は医療的ケア児とその家族が希望する施設に通えるよう、支援体制を拡充していくことになります。

そこで、お尋ねいたします。本市の医療的ケア児への支援状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目として、令和3年9月17日付の文部科学省通知では、共に教育を受けられるよう最大限に配慮することを基本理念とし、本人とその保護者の意思を最大限に尊重し、地方公共団体等の設置者は、環境や体制が整っていないことや、看護職員が常時配置されていないことを理由に、拒否されることがないようにとされています。

そこでお尋ねいたします。本市ではこの文科省通知による取組として、どのようなことをされているのでしょうか、お伺いいたします。

次に4点目として、文部科学省からの通知では、学校における医療的ケアの対応 の在り方などを示した医療的ケアに係るガイドラインを策定したり、教育関係者に 加えて、医療、保健、福祉等の関係部局や関係機関、保護者の代表者、医療的ケア に知見のある医師や看護師等の関係者から構成される会議体を設置することを通し て、教育委員会における総括的な管理体制を整備することとなっています。

そこでお尋ねいたします。本市ではガイドラインの策定や関係者から構成される 会議体の設置はどのようになっているのでしょうか。

次に5点目として、先ほどから申し上げていますが、医療的ケア児支援法が施行され、支援が責務となったことで、今後、本市の医療的ケア児への支援に対する取組方針をお伺いいたします。

- ○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 教育部長。
- ○南教育部長 福岡議員ご質問の2番目、医療的ケア児の支援についてお答えいたします。

1点目の小中学校の医療的ケア児の在籍状況と、2点目の医療的ケア児への支援 状況についてですが、現在、岩出市立小中学校に医療的ケア児は在籍しておりませ ん。したがいまして、現段階での必要な支援はございません。

3点目の文部科学省通知による取組は、につきましては、平成31年3月に文部科学省から「学校における医療的ケアの今後の対応について」という通知が出され、全ての学校における医療的ケア実施体制の充実が求められました。この通知を受け、和歌山県においては、和歌山県公立学校医療的ケア運営協議会が開催され、医療関係者、市町村教育委員会、教職員などにより協議が行われ、令和2年3月にガイドラインが作成されています。岩出市においては、このガイドラインを遵守し、医療的ケア児に対する支援を行うこととしております。

4点目のガイドラインの策定や関係者から構成される会議体の設置につきまして、 那賀圏域障害児・者自立支援協議会こども部会のサブ部会として、医療的ケア児支援連携会議が設置されております。構成団体や機関は、公立那賀病院、那賀医師会、岩出保健所、訪問介護事業所、岩出市社会福祉課、子ども家庭課、教育総務課、それから紀の川市障害福祉課、こども課、教育総務課、県立きのかわ支援学校、コスモス支援学校、岩出市委託相談支援事務所、紀の川委託相談支援事務所、県相談支援中務所、県相談支援事務所、医療的ケアを必要とする子供たちの教育と生活を考える会、医療的ケア児コーディネーター養成研修修了者、つくし医療福祉センターで構成されております。

5点目の今後の医療的ケア児への支援に対する取組方針については、医療的ケア 児の実態は多様であり、一人一人の教育的ニーズには違いがありますが、将来の自 立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、必要な合理的配慮を実 施してまいります。総括的な管理体制の下、支援していくためには、教育機関のみならず、医療や福祉などの知見が不可欠であることから、医療的ケア児連携支援会議における福祉、医療等の関係部局や関係機関とも連携しながら取り組んでまいります。

〇田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点、再質問させていただきます。

1点目として、会議体としては設置されたとの答弁がありましたが、この会の活動状況と成果をお伺いいたします。

2点目として、医療的ケア児の保護者の方々が情報交換できる交流の場等を設けているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目として、医療的ケア児の就学先を決める過程で、教育委員会はどのように関わっているのでしょうか。また、医療的ケア児が小中学校への就学を希望された場合、看護師、介助士等の人材を配置することになると思いますが、市の見解をお伺いいたします。

- ○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 教育部長。
- ○南教育部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず、会議体の活動状況と成果についてですが、医療的ケア児支援連携会議は年 4回の会議を開催し、医療的ケア児の地域課題を解決するために協議を行っており ます。最近では、医療的ケア児の通学について、障害福祉サービスと連携したり、 放課後等デイサービスで受入れ可能な施設の紹介をしたり、医療的ケア児医療情報 共有システムの取組状況報告や、特別支援学校における学校看護師の活動状況報告 を行ったりしております。いずれの情報も、本市において支援が必要となった際の 参考となっておりますので、引き続き本会議への出席を継続してまいります。

続きまして、2点目の医療的ケア児の保護者が情報交換できる交流の場についてですが、公的な交流の場等はございませんが、医療的ケアを必要とする子供たちの教育と生活を考える会の家族部会として、和歌山医療的ケア児・者家族会「紀いけあ」があります。情報共有やレクリエーション活動、交流活動、各種要望活動などを行っています。

3点目、医療的ケア児の就学先決定の過程での教育委員会の関わりと、市立小中 学校への就学を希望した場合の看護師等の人材の配置について市の見解はですが、 障害を持つ児童生徒の就学先の決定につきましては、毎年9月から11月中旬までに 複数回開催しております岩出市教育支援委員会において協議を行います。医療的ケ ア児については、子ども家庭課と連携し、情報共有を行っております。

教育支援委員会で、特別支援学校への就学が適当と判断された児童生徒でも、本人及び保護者が地域の小中学校へ就学を希望された場合は、地域の小中学校での就学を進めていくこととなります。その際には、医療的ケア児の実態に合わせ、必要な看護師や介助士等を市において任用し、医療的ケア児支援連携会議と連携して、必要な配慮を行ってまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。 以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。